

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
9月15日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) ..... 二
  - 解除予定保安林 (下関市) (森林整備課) ..... 二
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 三
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) ..... 三
- 公告
  - 公共測量の実施 (監理課) ..... 三
- 選管告示
  - 政治団体の名称等 ..... 四
  - 政治団体の異動事項 ..... 四
  - 解散等に係る政治団体の名称等 ..... 四
  - 資金管理団体の名称等 ..... 四



### 山口県告示第三百二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年九月十五日から同年十月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供

する。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 昭和電工株式会社  
住 所 東京都港区芝大門二丁目三番九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 昭和電工株式会社徳山事業所  
所在地 周南市開成町四九八〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使用の方法	
	能 ( $m^3$ /回)力	工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	使 用 開 始 日	間 隔 時	変 動 の 概 要
七一の六	一	令和二、 一、一	令和二、 一、一	令和二、 一、一	断 続	二四時間 変動なし

備考 「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	最 大	
七 一 の 六	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質量 ( $mg/l$ )
	窒素	窒素	窒素
	リン	リン	
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	最 大	
六・八	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質量 ( $mg/l$ )
八・六	窒素	窒素	窒素
四・一	リン	リン	
六・九	検出せず		
四			
六・九			
〇・六			
一・七			
〇・一			
〇・四			
三五、七三九・五			
三五、七四〇			

山口県告示第三百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
-------------------	----------------	----	-------------	-------	-------

株式会社ビオス	宇部市大字上の二六	宇部市大字上の二六	宇部市寿町三丁目二番二五	居宅療養管理指導	令和二、七、一
---------	-----------	-----------	--------------	----------	---------

山口県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第百二十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所  
 下関市豊北町大字神田上字惣崎八八四五の三・八八四五の四・八八四七の一（以上三筆国有林）、八八四八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
恵比須地区
  - 二 区域の範囲
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山 口 市	阿 須	神之前南	三七四一の一	一号
〃	〃	神之前西	三七四三の一	二号
〃	〃	〃	三七四五の一	三号
〃	〃	〃	三七四五の一	四号
〃	〃	〃	三七四五の一	五号
〃	〃	〃	三七四六	六号
〃	〃	神之前南	三七三六の二	七号
〃	〃	〃	三七三六の三	八号
〃	〃	〃	三七三七の三	九号

山口県告示第三百二十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正し、令和二年十月五日から施行する。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

「久原二〇九の」を「久原二〇八の」に改める。

「久原二〇九の」を「久原二〇八の」に改める。



(二〇九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(写真地図作成及び数値地形図データ更新)
- 二 作業の地域  
下松市
- 三 作業の期間  
令和二年七月二十八日から令和三年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出（年月日）
岩根洋志後援会	岩根 洋志	四浦順一郎	光市浅江 5 丁目 3 番 5 号		令和 2、27
岡本たけし後援会	兼光 弘人	江村 光子	大島郡周防大島町大字西方 6/3		” ” 19
小林たかし後援会	田中 謙史	繁田 真樹	光市三井 5 丁目 9 番 3 号		” ” 11
周防大島町を元気にする会	竹田 茂伸	辰巳 真子	大島郡周防大島町大字東安下庄 1089 の 6		” ” 13
なかこうじ悦男後援会	仲小路悦男	仲小路恭子	光市浅江 2 丁目 10 番 30 号		” ” 27
中村ゆずる後援会	小松 剛	中村 千絵	丸山町 22 番 1 号		” ” 12
山口県改革協議会	加藤 寿彦	小田村克彦	山口市中央 5 丁目 8 番 12 号		” ” 28
山中まさき後援会	山中 正樹	山中 美幸	大島郡周防大島町大字小松 735		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備出（年月日）
			異動	内容	
自由民主党山口県タクシー支部	福嶋 真一	代表者	福嶋 真一	森橋 律夫	令和 2、30

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
米沢邦達後援会	福田 謙	二家本興治	周南市大字須万 26/2	令和 2、8

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体	代表者の氏名	備出（年月日）
仲小路悦男	光市議会議員	なかこうじ悦男後援会	光市浅江 2 丁目 10 番 30 号	仲小路悦男	令和 2、22
山中 正樹	周防大島町議会議員	山中まさき後援会	大島郡周防大島町大字小松 735	山中 正樹	” ”